

# 別添1

写

教委体第 255 号  
教委文第 198 号  
令和4年4月13日

各県立学校長 殿

体育保健課長  
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第17報）

標記のことについて、令和4年3月24日付け、教委体第3419号及び教委文第3908号により通知しているところですが、オミクロン株の特性及び全国大会の開催状況等を総合的に勘案し、県外の学校との交流（県外へ出向いての練習試合等や招聘しての練習試合等）は認めるものとします。

なお、依然として部活動関係の感染も見られることから、特に、下記の事項について徹底するよう指導願います。

## 記

- 1 感染による高校総体等、公式大会の出場辞退も懸念されることから、その安全性や必要性を慎重に判断した上で実施するとともに、交流先都道府県に制限がある場合はそれを遵守すること。
- 2 県外へ出向いて交流する際は、参加する生徒は必要最少人数とすること。
- 3 生徒（指導者含む）の健康観察をこまめに行うこと。（体温計は個別に準備すること。）また、体調に異変（発熱に限らず咳、喉の痛み等の風邪症状）がある場合は躊躇なく計画を中止し、状況に応じて適切に対応すること。
- 4 移動手段としてマイクロバス等を利用する際は、マスク着用の上、常時換気すること。
- 5 宿泊を伴う場合は、特に以下の事柄を徹底すること。
  - 宿泊する部屋は個室とし、複数の生徒が同室に集まらないこと。
  - 宿泊先のホテル等が基本的な感染症対策が徹底されているか事前に確認すること。
  - 食堂・浴場等はできるだけ共用を避け、やむを得ない場合は共用場所の分散利用など、感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
  - 食事は対面を避け、黙食を徹底すること。また、それ以外はマスクを着用すること。
- 6 交流前後の健康観察を徹底するとともに、市町村が設置する抗原検査センター等の活用も視野に入れて計画すること。また、帰県後2日間は感染リスクの低い活動を行うなど、出来るだけ身体接触を避けること。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

○文化部活動について

体育保健課 担当：吉野

文化課 担当：山田

Tel 097-506-5639

Tel 097-506-5493